【事例２】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和３年9月17日に7,700万円（内、消費税(地方消費税を含みます。以下この事例において同じです。)700万円）で売却しました。

この山林の所在地は、Ｙ市○○町1230番（林地面積は4.3ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、ひのき(樹齢60年)、材積は3,900㎥でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が28,759,500円(内、消費税2,614,500円)かかりました。

私は、消費税の課税事業者で、消費税の経理は、税込経理方式により行っています。

「山林所得収支内訳書(計算明細書)【課税事業者用】」を作成します。

消費税の課税事業者に該当しない方の「山林所得収支内訳書（計算明細書）」の記載方法は、4ページから５ページをご覧ください。

山林の**所在地番**を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の**面積**を書いてください。

お売りになった山林の**樹種や主な立木の樹齢**を書いてください。

お売りになった山林の**本数や数量(材積)**が分かる場合に書いてください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、500,000円(ただし、「㉑差引金額」欄の金額を限度とします。)です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「㊒×××円」と二段書きしてください。

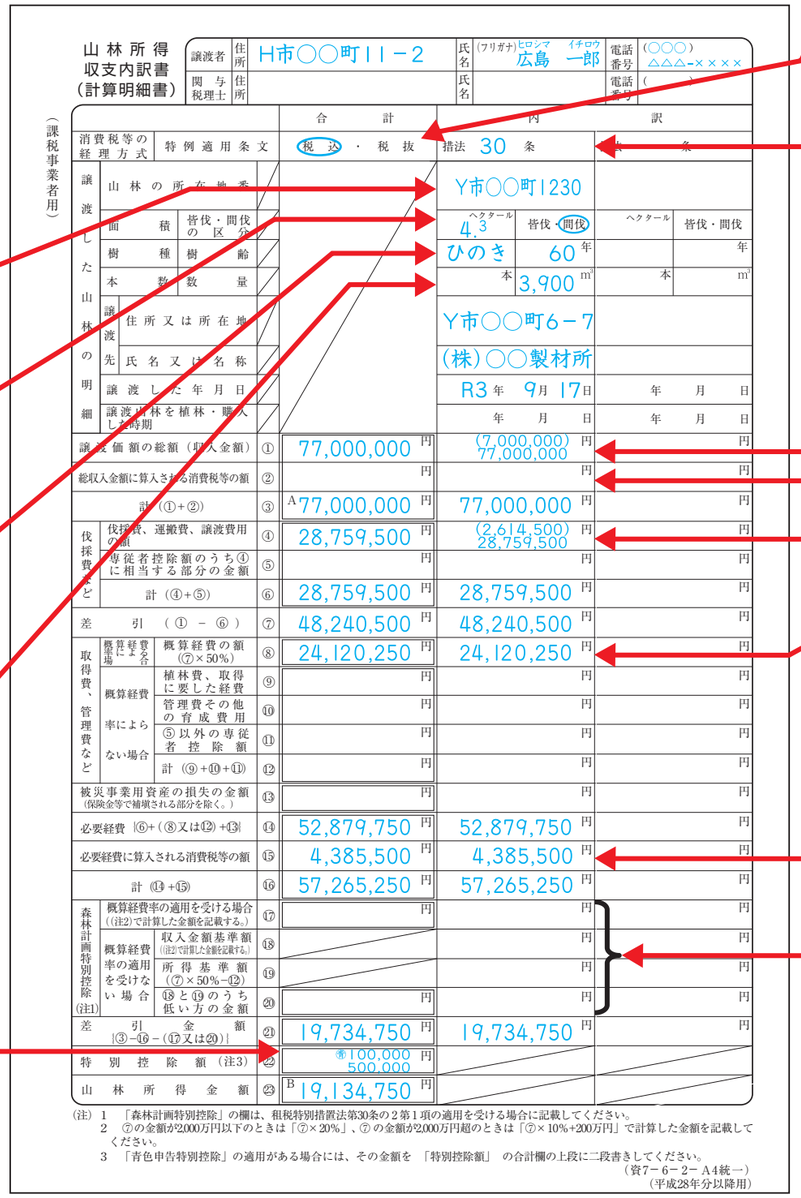

山林所得収支内訳書（計算明細書）（課税事業者用）

議渡者 住所	H市○○町11－2	氏名 (フリガナ)ヒロシマ イチロウ	広島 一郎
電話番号	(○○○)△△△-××××　(　　)		
関与税理士 住所		氏名	
電話番号	(　　)		

		合計	内訳	
消費税等の経理方式	特例適用条文	税込・税抜	措法 30 条	条
議渡した山林の明細 山林の所在地番			Y市○○町1230	
面積	皆伐・間伐の区分		4.3 ヘクタール 皆伐・間伐	ヘクタール 皆伐・間伐
樹種	樹齢		ひのき 60 年	年
本数	数量		本 3,900 ㎥	本 ㎥
議渡先 住所又は所在地			Y市○○町6－7	
議渡先 氏名又は名称			(株)○○製材所	
議渡した年月日			R3 年 9月 17日	年 月 日
議渡した山林を植林・購入した時期			年 月 日	年 月 日
議渡価額の総額（収入金額）	①	77,000,000 円	(7,000,000) 77,000,000 円	円
総収入金額に算入される消費税等の額	②	円	円	円
計（①+②）	③	A 77,000,000 円	77,000,000 円	円
伐採費など 伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④	28,759,500 円	(2,614,500) 28,759,500 円	円
伐採費など 専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤	円	円	円
伐採費など 計（④+⑤）	⑥	28,759,500 円	28,759,500 円	円
差引（①－⑥）	⑦	48,240,500 円	48,240,500 円	円
取得費、管理費など 概算経費による場合 概算経費の額（⑦×50%）	⑧	24,120,250 円	24,120,250 円	円
取得費、管理費など 概算経費 植林費、取得に要した経費	⑨	円	円	円
取得費、管理費など 概算経費 管理費その他の育成費用	⑩	円	円	円
取得費、管理費など 率によらない場合 ⑤以外の専従者控除額	⑪	円	円	円
取得費、管理費など 計（⑨+⑩+⑪）	⑫	円	円	円
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補塡される部分を除く。）	⑬	円	円	円
必要経費（⑥+(⑧又は⑫)+⑬）	⑭	52,879,750 円	52,879,750 円	円
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	4,385,500 円	4,385,500 円	円
計（⑭+⑮）	⑯	57,265,250 円	57,265,250 円	円
森林計画特別控除(注1) 概算経費率の適用を受ける場合（(注2)で計算した金額を記載する。）	⑰	円	円	円
森林計画特別控除(注1) 概算経費率の適用を受けない場合 収入金額基準額（(注2)で計算した金額を記載する。）	⑱		円	円
森林計画特別控除(注1) 概算経費率の適用を受けない場合 所得基準額（⑦×50%－⑫）	⑲		円	円
森林計画特別控除(注1) ⑱と⑲のうち低い方の金額	⑳	円	円	円
差引金額｛③－⑯－(⑰又は⑳)｝	㉑	19,734,750 円	19,734,750 円	円
特別控除額（注3）	㉒	㊒100,000 500,000 円		
山林所得金額	㉓	B 19,134,750 円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の２第１項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑦の金額が2,000万円以下のときは「⑦×20%」、⑦の金額が2,000万円超のときは「⑦×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。
3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。

（資7－6－2－A4統一）
（平成28年分以降用）

消費税の経理方式について該当するものを「○」で囲んでください。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます（18～21ページ参照）。

例えば、「**概算経費控除の特例**」(**措法30条**)、「**森林計画特別控除の特例**」(**措法30条の２**)などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「30」条と書きます。

消費税の経理方式について「税込経理方式」を適用している方は、消費税込みの譲渡代金を書いてください。

また、「税抜経理方式」を適用している方は、消費税抜きの譲渡代金を書いてください。

この事例では、「税込経理方式」を適用していますので、消費税込みの譲渡代金77,000,000円(内、消費税の額7,000,000円)を書きます。

なお、譲渡代金に含まれる消費税の額は、(　)書で①欄の上段に書いてください。

消費税の経理方式について「税込経理方式」を適用している方は、消費税の還付額が生じた場合のその還付額を書いてください。

消費税の経理方式について「税込経理方式」を適用している方は、消費税込みの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

また、「税抜経理方式」を適用している方は、消費税抜きの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

この事例では、「税込経理方式」を適用していますので、消費税込みの伐採費、運搬費の合計額28,759,500円(内、消費税の額2,614,500円)を書きます。

なお、伐採費、運搬費、譲渡費用の額に含まれる消費税の額は、(　)書で④欄の上段に書いてください。

②欄の金額は概算経費の額の計算の基礎には算入されませんので、ご注意ください。

消費税の経理方式について「税込経理方式」を適用している方は、消費税の納付額を書いてください。

この事例では、①欄の(　)内の金額7,000,000円と④欄の(　)内の金額2,614,500円との差額である消費税の納付額4,385,500円(100円未満切捨て)を書きます。

消費税の経理方式について「税抜経理方式」を適用している場合において、ⓐ年末現在の仮受消費税の金額と仮払消費税の金額との差額と消費税の納付額又は還付額とに差額が生じたときや、ⓑ課税仕入れに係る消費税額のうち、消費税の税額控除をすることができない金額(控除対象外消費税額）があるときは、②欄又は⑮欄に記載することとなります。詳しくは税務署にお尋ねください。

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。
詳しくは、20ページを参照してください。

○ 「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」の記載のしかたについては、【事例１】の６ページから13ページの記載例をご覧ください。